

第6期障がい福祉計画、第2期障がい児福祉計画から抜粋。

第4章 第6期障がい者福祉計画の事業展開

2 令和5年度に向けた成果目標

- (1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行
- (2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築
- (3) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実
- (4) 福祉施設から一般就労への移行等
- (5) 相談支援体制の充実・強化等【新規】
- (6) 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築【新規】

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

施設入所者の意思を確認し、地域生活への移行を推進します。

令和3年度から令和5年度までの3か年に、入所施設からグループホーム、一般住宅等へ移行する人の数を目標値として設定します。

項目	基準値	実績	目標値
	令和元年度末	令和4年3月末現在	令和5年度末
施設入所者数(人)	17	17	16
地域生活移行者数(人)		0	1
削減数(人)		0	1

目標達成のための方策

- ・相談支援体制を充実させ、障がい者の地域での生活を支援します。
- ・市内で福祉サービスを提供する事業所の誘致を進め、設置・運営に必要な支援を検討していきます。
- ・市内でのグループホーム設置を促進するため、設置・運営に必要な支援を検討していきます。
- ・愛知県等の調査に基づき、施設入所者の意思を確認し、関係機関とともに地域生活への移行を検討します。
- ・みよし市障がい者自立支援協議会等で、地域生活への移行促進について話し合います。

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障がい者が地域の一員として安心して自分らしい暮らしができるよう、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進するためには、地域における精神保健医療福祉体制の基盤を整備する必要があります。

項目	実績	目標値
	令和4年3月末現在	令和5年度末
保健・医療・福祉関係者による協議の場の開催回数（回／年）	3	3
保健・医療（精神科、精神科以外の医療機関別）・福祉・介護・当事者・家族等の関係者ごとの参加者数（人／年）	37	30
保健・医療・福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数（回／年）	1	1

目標達成のための方策

- ・みよし市障がい者自立支援協議会精神保健福祉部会を定期的に開催します。
- ・精神保健福祉部会では、地域課題を確認し、課題の解決に向けて話し合います。また、課題解決に向けた取組を実施します。
- ・精神病床における1年以上長期入院患者の地域移行に伴う地域の精神保健医療福祉体制の基盤整備量（利用者数）については、18人（65歳以上利用者6人、65歳未満利用者12人）となる見込みです。

(3) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

障がいのある人の重症化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための5つの機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受入れ・対応、専門性（人材育成）、地域の体制づくり）を地域の実情に応じて整備し、障がいのある人の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を整備し、機能の充実を図ります。

項目	目標値
	令和5年度末
地域生活支援拠点等の整備数もしくは確保数（か所）	1
地域生活支援拠点等が有する機能の充実に向けた検証・検討（回／年）	1

目標達成のための方策

- ・みよし市障がい者自立支援協議会等で地域生活支援拠点等の運用状況を検証、検討します。
- ・障がいのある人だけでなく、児童、高齢者等も含めた市の相談支援体制を整備し、必要に応じて個別支援会議を開催する等、連携の強化に努めます。
- ・障がいのある人の相談支援に携わる者の資質向上を図るために研修会を企画、開催し、相談支援の体制をより充実させます。
- ・みよし市障がい者自立支援協議会等で、宿泊体験の機会や場、緊急時の対応について話し合います。
- ・市の現状と課題、市民のニーズを確認し、状況に応じた事業等を検討、実施します。
- ・市内福祉サービス事業所と連携して職員研修や勉強会を開催する等、事業所職員の支援の資質向上に努めます。

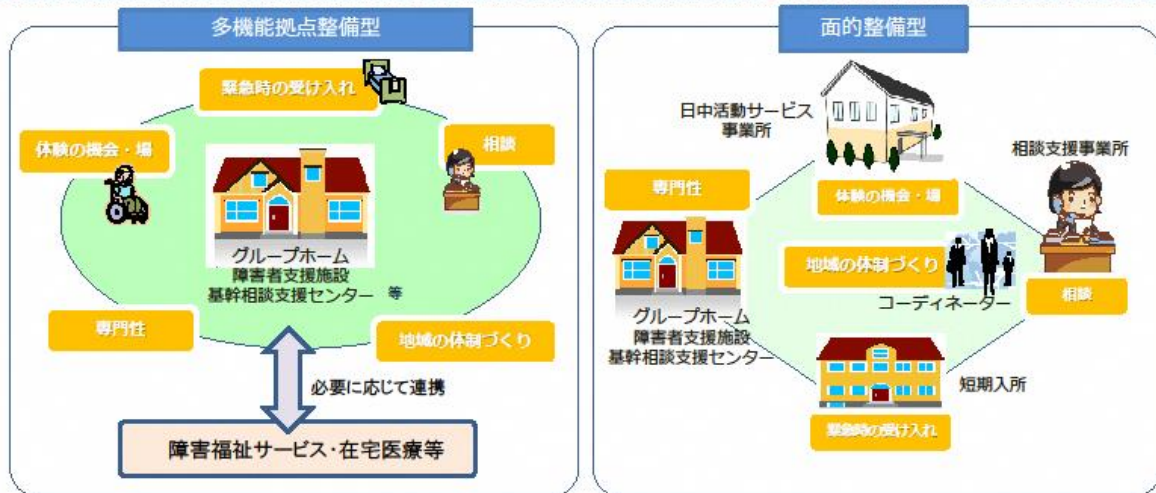
【地域生活支援拠点等の整備イメージ図】

地域生活支援拠点等の整備について

障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、**居住支援のための機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応、専門性、地域の体制づくり）**を、地域の实情に応じた創意工夫により整備し、障害者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築。

●**地域生活支援拠点等の整備手法（イメージ）** ※あくまで参考例であり、これにとらわれず地域の实情に応じた整備を行うものとする。

各地域のニーズ、既存のサービスの整備状況など各地域の個別の状況に応じ、協議会等を活用して検討。



(4) 福祉施設から一般就労への移行等

自立支援の観点から、就労支援施設等から一般就労への移行及びその定着を推進します。

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を行う事業をいう）を通じて、令和5年度中に一般就労へ移行する人の数を目標値として設定します。また、就労定着支援事業について、さらなる利用を促すための目標値を設定します。

項目	基準値	実績	目標値
	令和元年度末	令和4年3月末 現在	令和5年度末
福祉施設から一般就労への移行者数（人/年）	14	19	20
就労移行支援事業所から一般就労への移行者数（人/年）	12	9	18
就労継続支援A型事業所から一般就労への移行者数（人/年）	0	1	1
就労継続支援B型事業所から一般就労への移行者数（人/年）	0	1	1

項目	目標値
	令和5年度末
就労定着支援事業の利用割合（％）	70
就労定着率が8割以上の就労定着支援事業所の割合（％）	70

目標達成のための方策

- ・みよし市障がい者自立支援協議会就労支援部会を定期的に開催し、障がい者雇用の促進に向けた取組を検討の上、実施していきます（例：職業体験先増加に向けた取組、ニーズ調査等）。
- ・くらし・はたらく相談センターを中心に、就労に関する障がいのある人及び企業の相談体制、支援の充実を図ります。
- ・障がい者就労支援事業を継続実施し、福祉施設からの就労移行率、就労後の定着率の向上を図ります。
- ・障がい者の職業体験の場の確保に努めます。また、公共施設での職業体験の受入れを推進します。

(5) 相談支援体制の充実・強化等【新規】

障がい者（児）、特に重度の障がいのある人が地域において自立した日常生活または社会生活を営むためには、障がい福祉サービスの提供体制の確保とともに、これらのサービスの適切な利用を支え、また各種ニーズに対応する相談支援体制の構築が必要不可欠です。このことから、地域の相談支援体制の充実・強化等に向けた取組の実施体制を確保します。

項目	目標値
	令和5年度末
総合的・専門的な相談支援の実施の有無	有
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数（件／年）	50
地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数（件／年）	12
地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数（回／年）	12

目標達成のための方策

- ・福祉総合相談センターを中心に、障がいのある人だけでなく、児童、高齢者等も含めた福祉に関する総合的な相談支援体制を整備します。
- ・くらし・はたらく相談センター（基幹的相談支援センター）を中心に、障がいのある人の相談支援体制を充実させます。
- ・相談支援に携わる者が定期的に集まる機会を設け、連携の強化に努めます。
- ・障がいのある人の相談支援に携わる者の資質向上を図るために研修会を企画、開催し、相談支援の体制をより充実させます。

(6) 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築【新規】

多様となっている障がい福祉サービスを円滑に実施し、より適切に提供できるよう、サービス事業者や自治体における研修体制の充実や、適正なサービス提供が行えているかどうかを情報収集することなどにより、障がい福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制の構築を図ります。

項目	目標値
	令和5年度末
愛知県が実施する障がい福祉サービス等の研修その他の研修への市職員の参加人数（人/年）	10
障がい者自立支援審査支払等システムによる審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及びそれに基づく実施回数（有無・回/年）	有 1

目標達成のための方策

- ・みよし市障がい者自立支援協議会等で、障がい福祉サービス等の質の向上を図るための取組を検討の上、実施していきます。
- ・福祉サービス事業所との連携を深め、職員研修や勉強会を開催します。